

就労証明書の作成について

【共通事項】

1. 本様式は、保育園・放課後児童クラブ・幼稚園共通です。（放課後児童クラブは、内職での申込はできません。）

就労証明書の様式は、最新のもので作成してください。

最新の様式は、大口町ホームページ、こども課、各児童センターにて配布しています。

申請等にあたり同一の就労証明書が複数必要となる場合は、記載された就労証明書の写しを添付書類として使用することができます。ただし、証明日から3か月を過ぎたものは使用できません。

【自営業・農業の方】

2. 自営業の方は、本就労証明書と併せて添付書類が必要です。

下記のうちいずれか1点の提出をお願いします。

- ☐ 確定申告書または源泉徴収票（写）
- ☐ 事業所名が記載された公共料金領収書（写）
- ☐ 税務署に提出する個人事業の開業・廃業等の届出書（写）
- ☐ 営業許可証（写）
- ☐ 開業予定：個人の開業・廃業等の届出書（写）、事業計画書（任意様式）、開業が分かるウェブページ・チラシ等のいずれか2点

3. 農業の方は、申告内容確認のため農地基本台帳を閲覧させていただきます。

主な耕作者が町外在住の場合は、農地基本台帳の写しと確定申告書の写しを添付してください。

また、確定申告書の写し及び営農計画が分かるものを添付してください。